

医政総発 0327 第 1 号  
令和 8 年 3 月 27 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
（ 公 印 省 略 ）

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための  
診療所の開設について」の一部改正等について

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和 6 年 1 月 16 日付け医政発 0116 第 2 号厚生労働省医政局総務課長通知）（以下「通知」という。）において、オンライン診療のための医師非常駐の診療所について、都道府県等が必要があると認めた場合には、特例的にその開設を認めてきたところ。

今般、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）により、令和 8 年 4 月 1 日から施行される改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、オンライン診療に関する規定が新設されたことを踏まえ、別紙 1 のとおり、通知を改正することとしたので通知する。

また、規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設基準について、面積基準は不要であることを明らかにした上で、その開設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式等を示すこと。」とされた。

オンライン診療のための医師非常駐の診療所においては、病室等の構造設備を想定しておらず、病室の面積基準は不要であり、開設許可申請書及び開設届の標準様式を別紙 2 及び 3 のとおり示すこととしたので、都道府県においては、参考とされたい。

【添付資料】

（別紙 1）通知

（別紙 2）オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設許可申請書（標準様式）

（別紙 3）オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設届出書（標準様式）